

# ファミリー・サポート・センターの利用に伴う 無償化についてのお知らせ

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育に係る経済的な負担軽減を図る少子化対策の観点から、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

ファミリー・サポート・センター事業については、保育の必要性がありながら、保育所・認定こども園などを利用できていない方に対する代替的な措置として、サポートの一部が無償化の対象となります。

## 対象者について

全ての条件に該当する必要があります。

### 対象年齢と上限額

- ・ 3歳から5歳（4月1日時点の年齢）までの子ども  
無償化上限額：月額37,000円
- ・ 0歳から2歳（4月1日時点の年齢）までの市民税非課税世帯の子ども  
無償化上限額：月額42,000円

相模原市に住民登録を有し、かつ居住している方

保育の必要性がある方

あらかじめ市に申請し、認定を受ける必要があります。

認可保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない方

通っている幼稚園、認定こども園（教育・保育給付第1号認定）の預かり保育の水準が基準に満たない場合は、ファミサポの利用も無償化の対象となる場合があります（上限額あり）。

## 無償化対象となる利用について

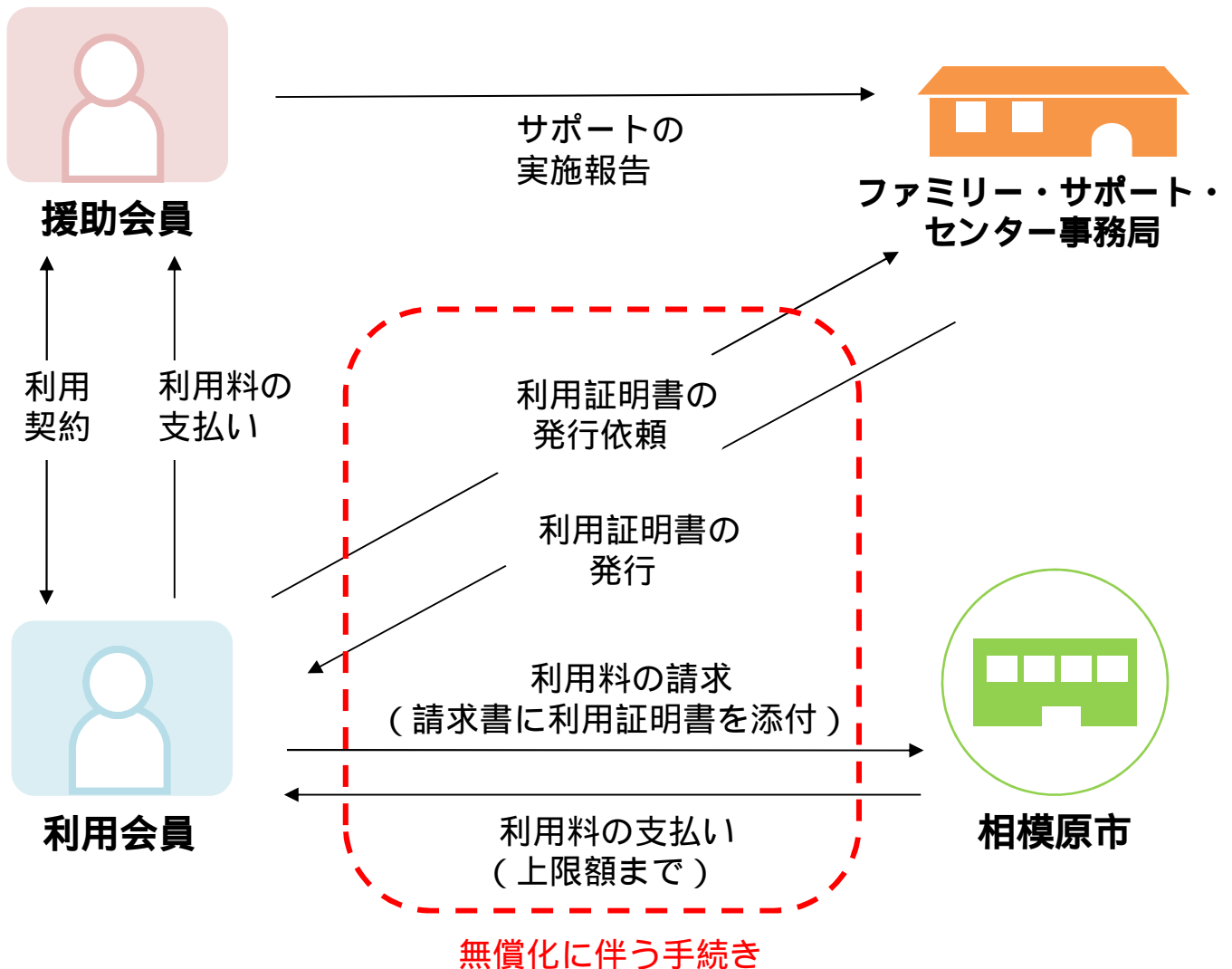
「預かり」のサポートが無償化対象です。

「送迎」のみの利用は対象外となりますが、「預かり」と合わせて利用する「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから無償化の対象となります。

交通費、食事（おやつ）代、キャンセル料などは無償化の対象外となり、保護者負担となります。

他の認可外保育施設等と併用した場合、合計金額が上限に達するまで無償化の対象となります。

## [ 基本的な手続きのイメージ ]



無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受けることが必要です。  
必ず事前に市へ認定の申請をしてください。

保育の必要性の認定を受けずにサポートを受けても、無償化の対象とはなりません。

利用証明書の発行が必要な場合は、センター事務局へ連絡してください(上の図)。

ファミリー・サポート・センター事務局： 042-730-3885

問い合わせ先: 相模原市こども家庭課  
TEL: 042-769-9811

